

流山市まちづくり相談員派遣要綱

(目的)

第1条 この要綱は、流山市内において行われる都市計画等に関するまちづくり活動に対し、まちづくり相談員（以下「相談員」という。）を派遣し、その活動について助言等を行うことにより、市民の自主的なまちづくり活動の支援及び推進を図り、もって市民と行政の協働によるまちづくりに資することを目的とする。

(派遣の対象団体)

第2条 相談員を派遣する対象は、流山市内に存し、市民の自主的なまちづくり活動を行う次に掲げる団体（以下「まちづくり団体」という。）とする。

- (1) 自治会
- (2) 地域のまちづくり活動を行う概ね10名以上の住民により組織された団体
- (3) その他市長が特に認めた団体

(派遣の対象活動)

第3条 相談員を派遣する対象活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 自治会を中心とした地域の地区計画、建築協定等、自主的なルールの検討を行う活動
- (2) 開発事業周辺のまちづくりの検討を行う活動、ただし、相談員の派遣は事業者の合意を必要とする
- (3) 景観計画に沿うまちづくりについて検討を行う活動
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の2に規定する都市計画の決定等の提案の検討を行う活動
- (5) その他市長が認める地域のまちづくりに関する活動

(派遣の申請)

第4条 相談員の派遣を受けようとするまちづくり団体は、流山市まちづくり相談員派遣申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 団体の規約又は設立の目的を記す書類
- (2) 団体役員名簿及び構成員名簿
- (3) まちづくり活動を行う概ねの区域
- (4) 年間事業計画書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 相談員の派遣に対する費用は無料とする。

3 派遣期間中の会場は、まちづくり団体が確保するものとする。

(派遣の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、派遣の可否を決定し、流山市まちづくり相談員派遣可否決定通知書(別記第2号様式)により、当該まちづくり団体に通知するものとする。

(派遣の期間等)

第6条 相談員の派遣期間は、派遣を決定した日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、1年間の派遣回数は予算の範囲内で、かつ6回を限度とする。

2 相談員の派遣を受ける日の10日前までに、流山市まちづくり相談員派遣依頼書(別記3号様式)により、申込みをするものとする。

(派遣の変更及び中止)

第7条第5条の規定による通知を受けたまちづくり団体が、その内容を変更し、又は中止しようとするときは、流山市まちづくり相談員派遣変更(中止)承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(派遣の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、相談員の派遣を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、相談員の派遣を受けようとしたとき。
- (2) 派遣の目的を達成できないと認めるとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定による取消しを決定したときは、流山市まちづくり相談員派遣取消通知書(別記第5号様式)によりその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第9条 まちづくり団体は、相談員の派遣を受けた日から14日以内に、流山市まちづくり相談員派遣実績報告書(別記第6号様式)に当該派遣を受けた日に配布された資料等を添付して、市長に報告をするものとする。

(派遣に係る事務)

第10条 相談員派遣に係る事務は、都市計画部都市計画課が行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

流山市まちづくり相談員派遣申請書

年 月 日

（宛先）流山市長

団体名

代表者住所

代表者氏名

⑩

電話番号

まちづくり相談員の派遣を受けたいので、流山市まちづくり相談員派遣要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

相談員派遣の種類	
派遣場所	TEL — —
まちづくり活動の種類	
派遣を受けたい時期・回数・理由	

◎添付書類

- (1) 団体の規約又は設立の目的を記す書類
- (2) 団体役員名簿及び構成員名簿
- (3) まちづくり活動を行う概ねの区域
- (4) 年間事業計画書

※ 派遣期間中の会場は、まちづくり団体が確保してください。

流 第 号
年 月 日

様

流山市長



流山市まちづくり相談員派遣可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあったまちづくり相談員の派遣については、下記のとおり決定したので、流山市まちづくり相談員派遣要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 相談員を派遣する
 - (1) 派遣する相談員
 - (2) 派遣期間・回数
 - (3) 相談員の主な活動分野
- 2 相談員を派遣しない。
(理由)

別記第3号様式（第6条関係）

流山市まちづくり相談員派遣依頼書

年 月 日

（宛先）流山市長

団体名

代表者住所

代表者氏名

⑨

電話番号)

年 月 日付け流 第 号により派遣決定のあったまちづくり相談員の派遣を受けたいので、次のとおり申し込みます。

相談員の氏名	
派遣希望日	第1希望 年 月 日 午前・午後 時 分
	第2希望 年 月 日 午前・午後 時 分
	第3希望 年 月 日 午前・午後 時 分
派遣場所	

別記第4号様式（第7条関係）

流山市まちづくり相談員派遣変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）流山市長

団体名

代表者住所

代表者氏名

⑩

電話番号

年 月 日付け流 第 号により派遣決定のあったまちづくり相談員の派遣を下記のとおり変更（中止）したいので、流山市まちづくり相談員派遣要綱第7条の規定により申請します。

相談員の氏名	変更前	
	変更後	
派遣する期間・回数	変更前	
	変更後	
主な活動分野	変更前	
	変更後	
変更（中止）の理由		
変更（中止）の予定年月日		

別記第5号様式（第8条関係）

流 第 号
年 月 日

様

流山市長



流山市まちづくり相談員派遣取消通知書

年 月 日付け流 第 号で通知したまちづくり相談員派遣決定
については、下記の理由により取消したので通知します。

記

1 取消理由

流山市まちづくり相談員派遣要綱第8条第 号に該当するため。

流山市まちづくり相談員派遣実績報告書

年 月 日

（宛先）流山市長

団体名

代表者住所

代表者氏名

⑩

電話番号

まちづくり相談員の派遣を受けたので、次のとおり報告します。

1 派遣まちづくり相談員

2 派遣の日時 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分

3 派遣場所

4 参加人数

5 助言及び指導の具体的内容

※ 当該派遣を受けた日に配布された資料等がある場合は写しを添付してください。

※ 会議録の作成をしたときは添付してください。